



事務連絡
平成21年2月13日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第5号）が別添のとおり平成21年2月13日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記の通りであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

今般、アミトラズを有効成分とする懸垂剤及びシロマジンをも有効成分とする飼料添加剤が承認されることに伴い、当該動物用医薬品の使用対象動物、用法及び用量及び使用禁止期間を定めるため使用規制省令の一部改正を行った。

2. 施行期日

平成21年2月13日

3. 参考

対象となる承認される動物用医薬品は以下のとおりです。

1) アミトラズを有効成分とする懸垂剤

○アピパール（アリスタ ライフサイエンス株式会社）

【有効成分】アミトラズ

【効能・効果】みつばち寄生ダニ（ミツバチヘギイタダニ）の駆除

2) シロマジンを有効成分とする飼料添加剤

○ラーバデックス1%（ノバルティスアニマルヘルス株式会社）

【有効成分】シロマジン

【効能・効果】産卵鶏舎内のハエの幼虫の駆除